

尾張旭市監査公表第20号

令和8年3月3日付け尾張旭市監査公表第5号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月17日付け7教第344号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

教育委員会教育政策課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号の規定により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、東栄小学校等体育館排煙窓オペレーター修繕について、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿（契約規則第32条第3号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後、契約を締結する際には、必ず契約規則を参照し、契約保証金の免除規定の確認を徹底することで、再発防止に努める。</p>
<p>普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない（政令第167条の16）。</p> <p>この点、本市では、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円未満の工事請負契約である</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。</p> <p>今後は、工事等の契約に際して、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領の確認を徹底し、要領に沿った事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>

<p>場合は、契約規則第32条第3号の規定により契約保証金の納付を免除することとしている（尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等）第2項第2号）。</p> <p>しかしながら、同課は、工事請負である白鳳小学校等高圧受電設備修繕の契約金額が10,538,000円であるにもかかわらず、請負契約書に、契約保証金を同条第3号の規定により免除する旨記載して契約を交わしていた。</p> <p>一方、そのように契約を交わしたにもかかわらず、契約の保証を付すために履行保証証券に係る証券を契約の相手方から提出させていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、市制55周年フレンドシップ事業委託業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして教育長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項については、課内で共有を図り、見積書に押印が必要であることを課内職員に再度周知徹底した。</p> <p>今後、見積書については、相手方の住所、会社名及び代表者名の確認のみならず、代表者の押印についても確認を徹底し、複数職員で確認することで、再発防止に努める。</p>
<p>学校環境衛生検査業務契約において、契約書には、「乙は、この契約から生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。」とあるにもかかわらず、契約の相手方が、書面による承認手続を経ないまま業務の一部の履行を第三者に委任</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図り、契約条項の重要性と遵守義務について課内職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、業務の一部の履行を第三者に委任する場合、事前に書面による承認手続を行うことを徹底し、契約事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>

<p>するのを認めていた。</p> <p>この点、契約の相手方の行為は契約違反であり、市がこれを黙認するのは業務の品質低下、責任の所在の不明確化などを引き起こすリスクがある。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第2条の規定により、同課の施設整備の業務に従事する職員に貸与される被服（作業服等一式）の着数は、夏用1（最初に貸与する場合3）、冬用1（最初に貸与する場合2）（いずれも貸与期間は1年）である。そこで、同課における被服貸与の状況を確認したところ、最初に貸与する場合ではない者1名に対して、被服貸与規程第10条に規定する臨時貸与（各課等の長が、当該課等の職員のうち被服貸与規程第2条に規定する貸与品以外の被服の着用を必要とする職務に従事するものに、当該職務に必要な被服を臨時で貸与できるもの）として、夏用を2着貸与していた。</p> <p>ここで、被服貸与規程の所管課である人事課によれば、各課等の長が臨時貸与を実施しようとする場合、人事課への協議が必要であるが、教育政策課は、今回の臨時貸与に際して、人事課に協議していなかった。</p> <p>臨時貸与の際は、理由を示して、人事課に協議するなど、被服貸与事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図った。</p> <p>今後は、臨時貸与を実施しようとする場合は、人事課に協議することを徹底し、規定に沿った事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>